

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(費用の徴収の特例)</p> <p>第7条 精神障害者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>費用負担者の所得税額の合算額</th><th>費用徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1,500,000円以下</u></td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>1,500,001円以上</u></td></tr></tbody></table>	費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額	<u>1,500,000円以下</u>	[略]	<u>1,500,001円以上</u>	<p>(費用の徴収の特例)</p> <p>第7条 精神障害者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付</u>を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>費用負担者の所得税額の合算額</th><th>費用徴収額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1,470,000円以下</u></td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>1,470,001円以上</u></td></tr></tbody></table>	費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額	<u>1,470,000円以下</u>	[略]	<u>1,470,001円以上</u>
費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額										
<u>1,500,000円以下</u>	[略]										
<u>1,500,001円以上</u>											
費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額										
<u>1,470,000円以下</u>	[略]										
<u>1,470,001円以上</u>											
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。